

## 【資料集】

### 南青山アパート会規約

#### 第1章 総則

##### (名称)

第1条 本会は南青山アパート会と称し、事務局を青山コミュニティ番屋におく。

##### (会員)

第2条 本会は県営南青山アパートに居住する世帯と青山コミュニティ番屋（もりおか復興支援センター南青山拠点）で構成する。

##### (目的)

第3条 本会は、会員相互の理解と親睦及び福祉の増進、近隣住民との親睦及び地域課題の解決などをはかり、住みやすい地域づくりを目的とする。

##### (事業)

第4条 本会は前条の目的のために、次の事業を行うことができる。

- (1) 親睦に関する事。
- (2) 清掃、美化など環境整備に関する事。
- (3) 防災、防火、安全に関する事。
- (4) 連絡、広報に関する事。
- (5) 共益費に関する事。
- (6) 集会所の運営に関する事。
- (7) 駐車場、敷地の利用に関する事
- (8) サークル活動(花壇の会など)に関する事
- (9) その他、地域内の生活向上など目的達成に関する事。

#### 第2章 総会

##### (種別と開催)

第5条 総会は毎年1回以上開催する。ただし運営委員会において必要と認めるとき、または会員の1/5以上の請求があったときは臨時総会を開催する。

1. 2 総会の議長は出席者の中から選任する。

3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 事業計画および予算の決定

- (3) 管理人、班長の決め方や選任
- (4) 運営委員の選出方法、及び運営委員の選任
- (5) 監事の選任
- (6) 規約、部の規則の変更など

(議案の可決)

4 総会は議案を事前に配布し、欠席予定者は書面表決できる。議決は出席世帯数と書面表決数の過半数で決定する。(同数の時は議長が決する)。

(総会の成立)

5 総会は、出席の世帯数と書面表決数の合計が会員の過半数の場合、総会として成立する。

### 第3章 運営委員会

(種別及び定数)

第6条 本会に次の運営委員をおき、その集まりを「運営委員会」と称する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 会計 4名
- (4) 運営委員 必要相当人数

2 運営委員会は会長が招集する。

3 運営委員会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1)互選による会長、副会長、部長、会計の選出
- (2)本会の目的、総会決議にもとづく会の運営
- (3)各部の規則の制定と改正

運営委員会は総会に次いで議決することができ、議案は運営委員数の2/3以上の賛成で可決する。

4 運営委員会の元に次の部をおき、事業を分担する。各部の活動には、事務局がその補佐を行う。また部は運営委員会の承認により、必要に応じて新たに立ち上げることができる。

環境整備部、集会所部、駐車場部、総務部。

5 会長は会務を処理し、本会を代表する。

6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

7 部長は各部の運営を円滑にすすめる。

8 会計を本会と各部に置く。

9 事務局は番屋職員が担う。

10 南青山アパート内での問題等については、行政等関係機関及び、青山コミュニティ番屋、南青山アパート会の会長・副会長と共有し解決に努める。

(選任)

第7条 運営委員は総会において選任する。

2 運営委員の任期は1年とする。ただし再任をさまたげない。後任の委員が選任されていない場合は、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のために就任した運営委員の任期は前任者の残任期間とする。

(解任)

第8条 運営委員が本会の目的や規約に違反したときは総会の議決により解任することができる。

第4章 監事

(監事)

第9条 監事は2名以内とし運営委員以外から総会で選出する。監事は会計、事務を監査する。任期は1年とする。

第5章 規約改正

(改正)

第10条 本規約は総会で出席世帯数と書面表決数の2/3以上の賛成で改正できる。

第6章 会計

(会計)

第11条 本会、公営住宅としての維持管理のための経費は、共益費、集会所利用収入および寄付金等の収入をもってあてる。

2 やむなく予算以外に支出の必要が出たときは、事前に会長副会長、事後に運営委員会の承認を得て、決定する。

3 花壇の会にかかる費用は基本、助成金及び寄付金で賄うものとする。但し、花壇を維持するための水道の利用は、南青山アパート内の共同水道を利用するものとする。尚、花壇の会が閉鎖になった場合の維持管理費は、南青山アパート会の責任で行うものとする。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 解散

(解散)

第13条 本会は、総会において会員の2/3以上の承諾で解散する。

## 第8章 作業依頼金

(作業依頼金)

第14条 南青山アパートは、公営住宅であり、その維持・管理については、入居者で行わなければならない。そのため一斉清掃等、南青山アパートの維持・管理に関わる活動に、無断の不参加や、正当な理由も、弁明も、対話もない不参加の場合は、1回につき2000円の作業依頼金を徴収し、これを南青山アパート会の収入の一部とする。

## 附 則

この規約は2021年9月15日から実施する。

2022年4月21日規約改正

2023年4月20日規約改正

## 南青山アパート会個人情報の取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、本会が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、自治会活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第3条 本会は、この個人情報の取扱規程を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

### (個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が「世帯カード」、「調査票」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、住所、年齢、電話番号のほか、災害時、緊急時に必要な支援の要否、緊急時連絡先、その他の項目で会員があらかじめ同意した事項とする。

### (利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 防犯・防災の活動。
- (2) 災害時における要援護者の支援活動
- (3) 命に係わる緊急時見守り活動
- (4) その他総会で議決された事業及び活動等

### (管理)

第6条 収集した個人情報は、総務部長が指定する場所と方法で保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(開示)

第8条 会員は、第4条の規程に基づき提供した会員本人の個人情報について開示を請求することができる。

2 本会は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

(個人情報の訂正・利用停止等)

第9条 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。

(苦情相談等)

第10条

本会における、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は番屋とする。

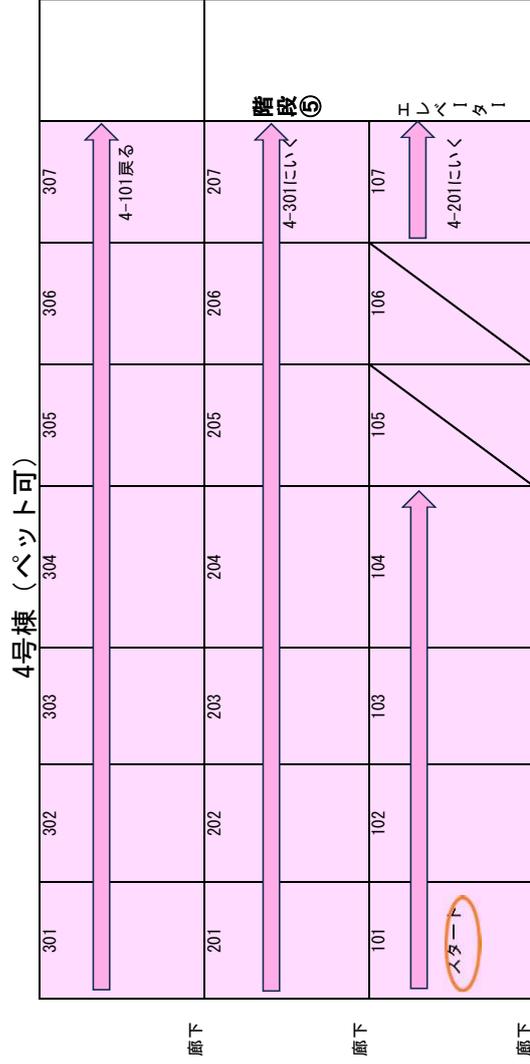
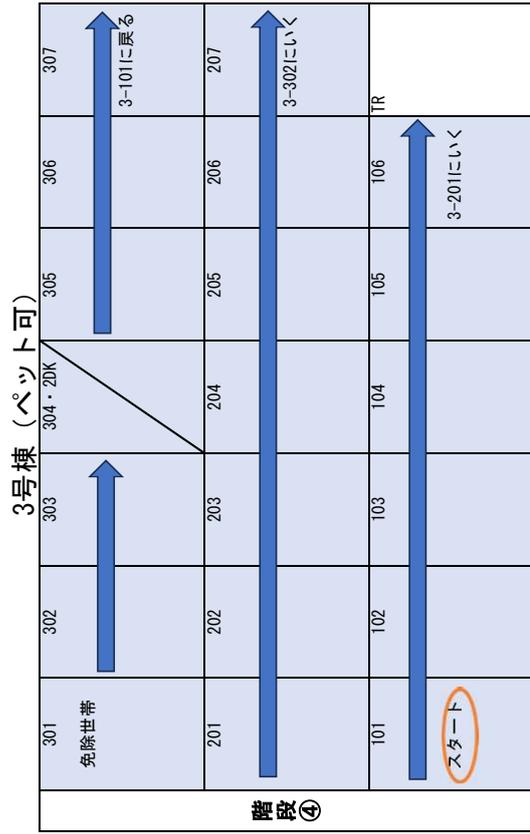
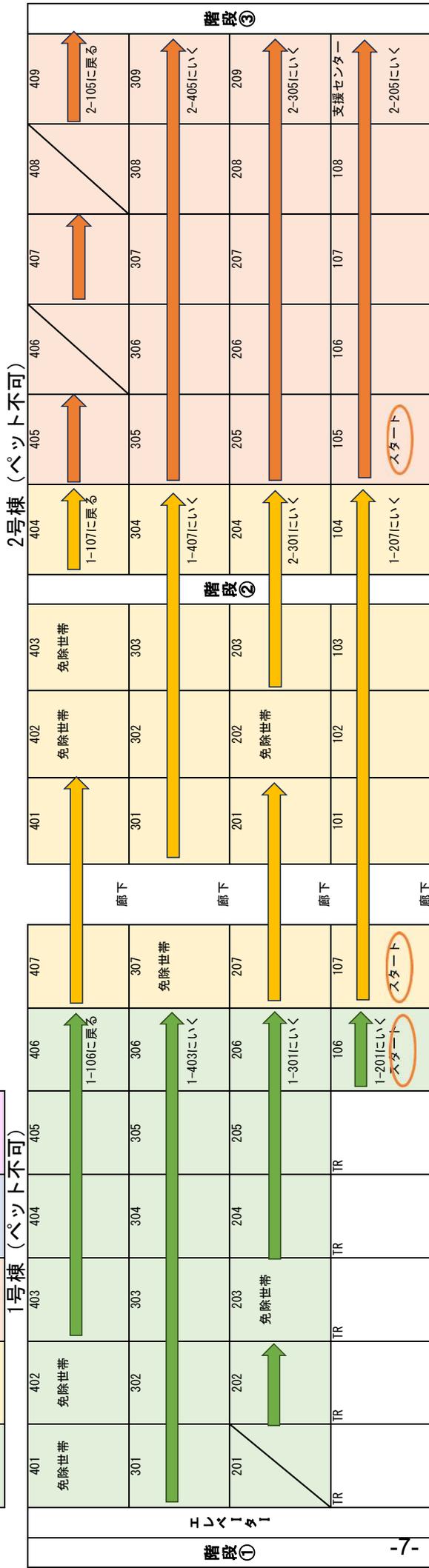
附則

この規程は、2023年4月21日から施行する。

【資料1】階段 清掃当番（輪番制）

2025/4/8

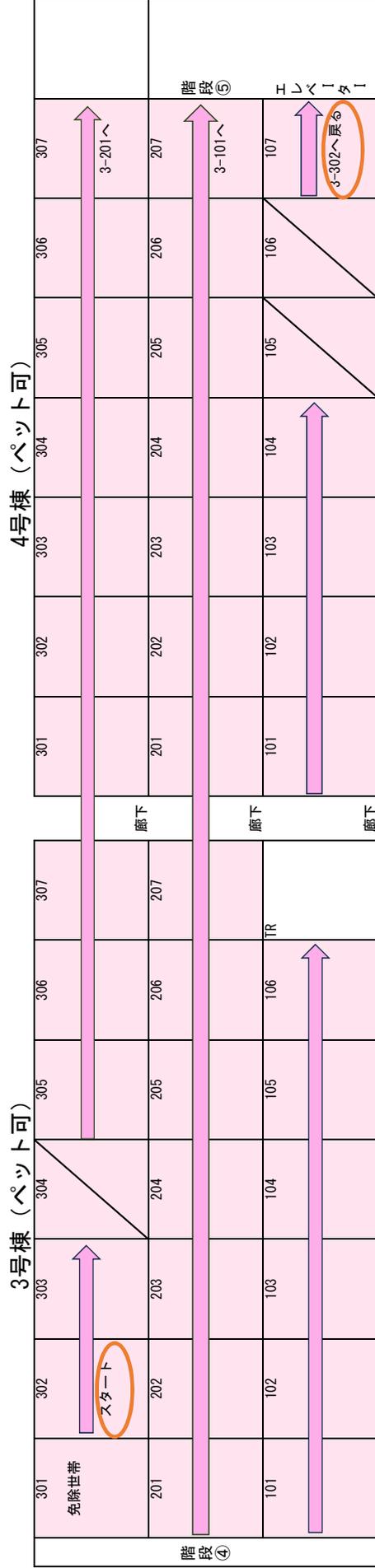
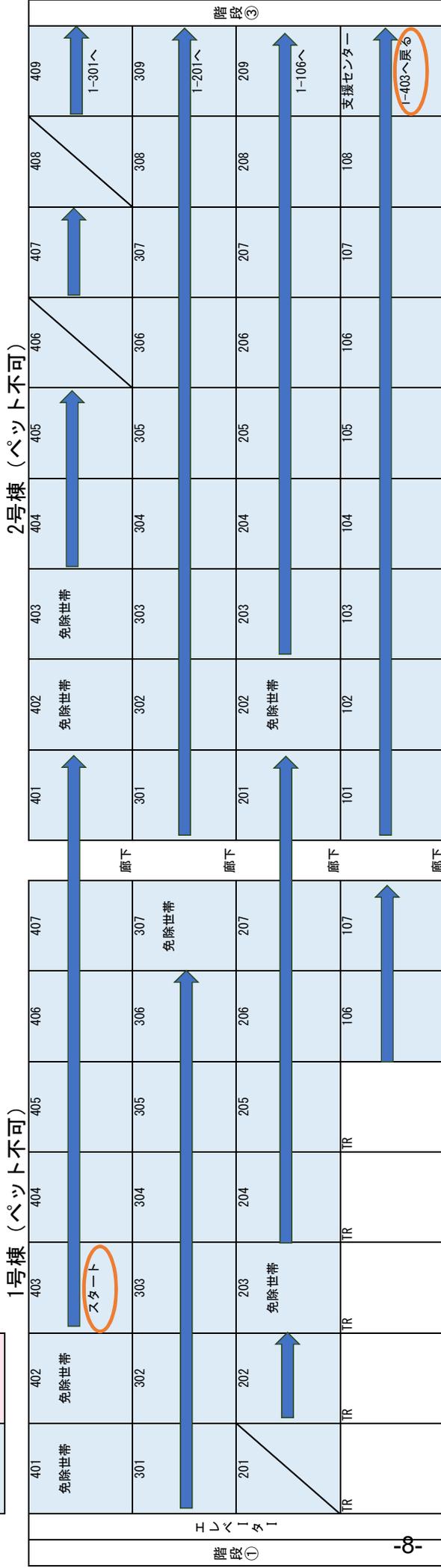
階段① 階段② 階段③ 階段④ 階段⑤



【資料2】 エントランスとエレベーター清掃当番(輪番制)

2025/4/8

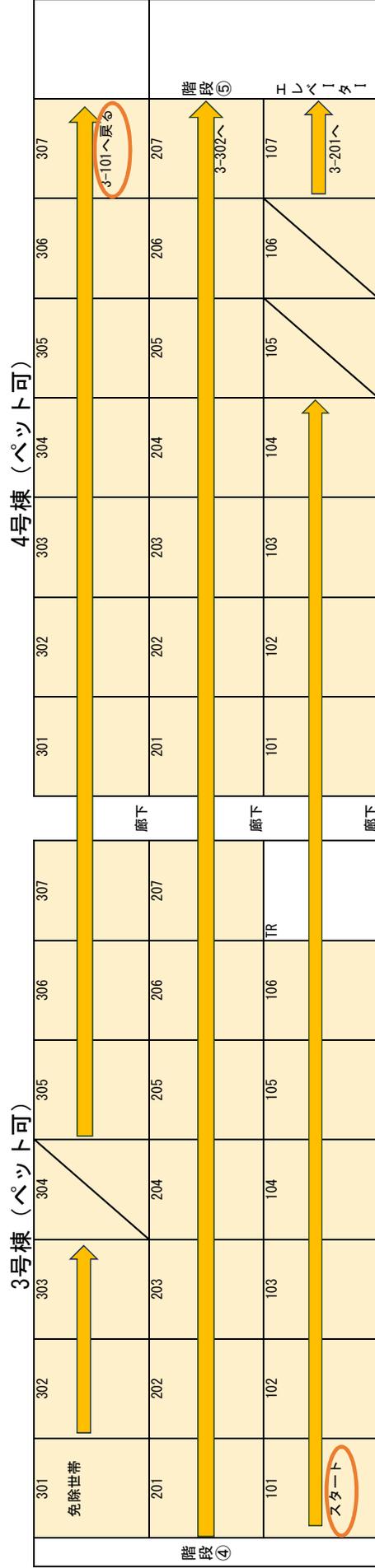
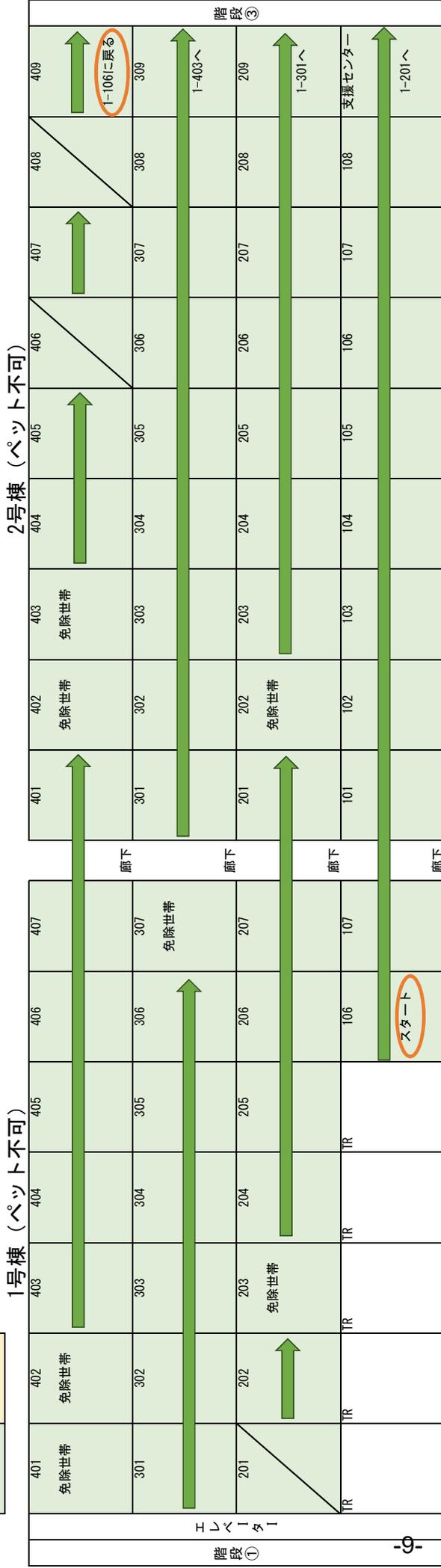
南側 北側



【資料3】ゴミステーション 清掃当番(輪番制)

2025/4/8

南側 北側



【資料4】 トランクルーム 掃除当番表(輪番制)

1号棟-A 1号棟-B 1号棟-C 1号棟-D 1号棟-E 3号棟-F

2025/4/8

1号棟 (ペット不可) 23/23

|          |      |          |          |          |          |                  |
|----------|------|----------|----------|----------|----------|------------------|
| 401      | 402  | 403      | 404      | 405      | 406      | 407              |
| 免除世帯     | 免除世帯 | 免除世帯     | 免除世帯     | 免除世帯     | 1-302に戻る | スタート<br>2-101へ行く |
| 301      | 302  | 303      | 304      | 305      | 306      | 307              |
| 1-106に戻る | スタート | 1-403に行く | 免除世帯     | 免除世帯     | 免除世帯     | 免除世帯             |
| 201      | 202  | 203      | 204      | 205      | 206      | 207              |
| エレベーター   | スタート | 免除世帯     | 1-301に行く | 1-301に行く | 1-301に行く | 1-301に行く         |
| TR       | TR   | TR       | TR       | TR       | 106      | 107              |
|          |      |          |          |          | スタート     | 1-201に行く         |
| 階段       |      |          |          |          |          |                  |

2号棟 (ペット不可) 32/35

|      |      |          |      |      |          |          |          |          |
|------|------|----------|------|------|----------|----------|----------|----------|
| 401  | 402  | 403      | 404  | 405  | 406      | 407      | 408      | 409      |
| 免除世帯 | 免除世帯 | 免除世帯     | 免除世帯 | 免除世帯 | 2-204に戻る | スタート     | 2-307に戻る | 2-307に戻る |
| 301  | 302  | 303      | 304  | 305  | 306      | 307      | 308      | 309      |
| 廊下   | 廊下   | 廊下       | 廊下   | 廊下   | 廊下       | 廊下       | 廊下       | 廊下       |
| 201  | 202  | 203      | 204  | 205  | 206      | 207      | 208      | 209      |
| 免除世帯 | 免除世帯 | 1-407に戻る | スタート | スタート | 2-201に行く | 2-301に行く | 2-301に行く | 2-301に行く |
| 101  | 102  | 103      | 104  | 105  | 106      | 107      | 108      | 109      |
| 廊下   | 廊下   | 廊下       | 廊下   | 廊下   | 廊下       | 廊下       | 廊下       | 廊下       |
|      |      |          |      |      |          |          |          |          |
| 階段   |      |          |      |      |          |          |          |          |

3号棟 (ペット可) 19/20

|      |      |      |      |      |      |     |
|------|------|------|------|------|------|-----|
| 301  | 302  | 303  | 304  | 305  | 306  | 307 |
| 免除世帯 | スタート | スタート | スタート | スタート | スタート | TR  |
| 201  | 202  | 203  | 204  | 205  | 206  | 207 |
| 階段   |      |      |      |      |      |     |
| 101  | 102  | 103  | 104  | 105  | 106  | 107 |
| 廊下   | 廊下   | 廊下   | 廊下   | 廊下   | 廊下   | 廊下  |

4号棟 (ペット可) 21/21

|        |      |      |      |      |          |          |
|--------|------|------|------|------|----------|----------|
| 301    | 302  | 303  | 304  | 305  | 306      | 307      |
| 免除世帯   | 免除世帯 | 免除世帯 | 免除世帯 | 免除世帯 | 3-302に戻る | 3-302に戻る |
| 201    | 202  | 203  | 204  | 205  | 206      | 207      |
| 廊下     | 廊下   | 廊下   | 廊下   | 廊下   | 廊下       | 廊下       |
| 101    | 102  | 103  | 104  | 105  | 106      | 107      |
| エレベーター |      |      |      |      |          |          |

【資料 5】

集会所利用料金(案)

①基本料金(部屋代)

|                     |  |            |
|---------------------|--|------------|
| 利用時間：<br>9:00～21:00 | 南青山アパート会<br>サークル・番屋<br>入居者(個人)<br>ボランティア(個人) | 外部団体       |
| 集会所の基本料金            | 0 円  | 200 円/1 時間 |

②冷暖房等費：

- ・冷暖房等費は、南青山アパート会・サークル(入居者不特定多数のための活動(企画書またはちらしが必要))は無料。
- ・入居者個人と外部団体は有料とします。
- ・実費をご負担いただくために、キッチン(ガス・水道等)、冷暖房等費の利用料金は次の通りとなります。

|        | 南青山アパート会<br>サークル活動(企画書または<br>ちらしが必要) | 入居者個人、番屋<br>ボランティア(個人・団体)<br>外部団体 |
|--------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| キッチン   | 0 円                                  | 100 円/1 時間                        |
| 夏季(冷房) | 0 円                                  | 100 円/1 時間                        |
| 冬季(暖房) | 0 円                                  | 200 円/1 時間                        |

③その他

- ・集会所の備品(食器類、調理道具、卓球台、囲碁・将棋盤等)は、無料です。
- ・入居の学生以下は料金無料(未就学は保護者同伴のこと)となりますが、個人的に利用する場合は有料。

④便利に使用していただくために

- ・キッチンタオルや掃除用具など、利用者が使用するものについては2ヶ月に1度をめどに、点検の上、集会所部で整えておきます。

⑤ 集会所利用の申込方法

- ・集会所の利用可能時間は、9:00～21:00 となります。
- ・いつでも利用可能です。番屋が休みの時は集会所部長に申し込み、鍵を借ります。
- ・利用内容によっては、集会所部で検討するため、お時間をいただきます。
- ・申し込み用紙に記入ののち鍵を預かり、集会所を利用します。
- ・集会所利用後、カウンターにあるチェックリストを見て記入しながら、後片づけと掃除、施錠・消灯の確認をお願いします。
- ・終わりましたら、次のものを番屋または鍵を借りた方へお持ちください。
  - (ア) 集会所の鍵。
  - (イ) 利用者名簿。(カウンターにあるので、全員分の名前を記入してください。)
  - (ウ) 集会所の利用料金。

- ⑥物品を損傷した場合は報告すること。利用者に弁償してもらう場合があります。

## 【資料6】南青山アパート来客用駐車場 予約の仕方

1.スマホに下記のURLを入力するか、  
右のQRコードを読み取り、南青山  
アパート会のホームページにアクセスする。



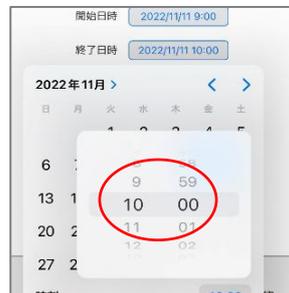
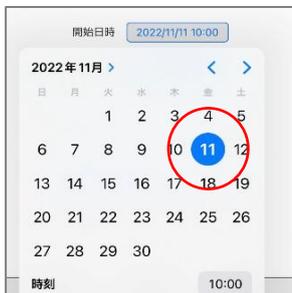
<https://minamiaoyama-ap.com/main/>

2.「駐車場予約」を押す。



3.ご予約の日時を選択する。

- ①開始日にち、時刻
- ②終了日にち、時刻
- ③完了



4.「検索」を押す。



5.ご希望の駐車場番号を  
選択する。



6.お客様の号棟と部屋番号を入力する。



7.「送信」を押す。



8.「閉じる」を押す。



- 注1. 変更を希望する際に予約番号が必要の為、  
番号を控えておいた方が便利です。
- 注2. 「予約できませんでした」と表示された場合は、  
先約がある場合となります。別の駐車番号で  
再度お試し下さい。



【資料8】 班長輪番

★は2025年度

1号棟 (ペット不可)

|     |               |             |             |           |           |          |             |
|-----|---------------|-------------|-------------|-----------|-----------|----------|-------------|
| 34班 | 401<br>免除世帯   | 402<br>免除世帯 | 403         | 404       | 405       | 406      | 407         |
| 33班 | 301<br>2-309へ | 302         | 303         | 304       | 305       | 306<br>★ | 307<br>免除世帯 |
| 32班 | 201<br>スタート   | 202         | 203<br>免除世帯 | 204       | 205       | 206<br>★ | 207         |
| 31班 | 101<br>TR     | 102<br>TR   | 103<br>TR   | 104<br>TR | 105<br>TR | 106<br>★ | 107<br>スタート |

階段①

2号棟 (ペット不可)

|     |     |             |             |             |     |     |     |                |                       |
|-----|-----|-------------|-------------|-------------|-----|-----|-----|----------------|-----------------------|
| 34班 | 401 | 402<br>免除世帯 | 403<br>免除世帯 | 404         | 405 | 406 | 407 | 408            | 409<br>スタート<br>1-401へ |
| 33班 | 301 | 302         | 303         | 304<br>スタート | 305 | 306 | 307 | 308            | 309<br>201へ           |
| 32班 | 201 | 202         | 203         | 204         | 205 | 206 | 207 | 208            | 209<br>1-201へ         |
| 31班 | 101 | 102         | 103         | 104         | 105 | 106 | 107 | 108<br>1-106へ★ | 支援センター                |

階段③

3号棟 (ペット可)

|     |             |             |     |          |     |             |           |
|-----|-------------|-------------|-----|----------|-----|-------------|-----------|
| 35班 | 301<br>免除世帯 | 302<br>スタート | 303 | 304      | 305 | 306         | 307       |
| 36班 | 201<br>スタート | 202         | 203 | 204<br>★ | 205 | 206<br>免除世帯 | 207       |
| 37班 | 101<br>スタート | 102         | 103 | 104      | 105 | 106         | 107<br>TR |

階段④

4号棟 (ペット可)

|     |          |          |     |     |     |     |               |
|-----|----------|----------|-----|-----|-----|-----|---------------|
| 35班 | 301      | 302<br>★ | 303 | 304 | 305 | 306 | 307           |
| 36班 | 201      | 202      | 203 | 204 | 205 | 206 | 207<br>3-302へ |
| 37班 | 101<br>★ | 102      | 103 | 104 | 105 | 106 | 107<br>3-201へ |

階段⑤

## <資料9>

### 除草剤について

除草剤には液体タイプと顆粒タイプがあり、それぞれに使い方があります。

#### 液体タイプ

散布時期・一般的に植物は午前中に活発に葉や茎、根から水分や養分を吸収するので、散布するタイミングとしては早朝が最も効果的です。

ただし散布後すぐに雨が降ってしまうと、せっかく葉や茎に付着した除草剤が雑草に吸収される前に流れ落ちてしまいます。

そうなると除草剤の効果が十分に発揮されなくなってしまいます。

一般的な目安として、**散布後6数時間程度(理想は半日以上)経過すれば、降雨の影響を受けなくなる**と言われているので、雨が降らないタイミングを見計らって作業を行いましょう。

最近の液体タイプ除草剤の中には、散布後1時間経過すれば、その後すぐに雨が降っても効果に影響が出ないという製品も販売されています。

これは散布した除草剤が植物に吸収・浸透するスピードを向上させた製品となっているため、仮に1時間後に雨が降ってしまっても、その時にはすでに吸収されているためしっかり枯らしてくれるというわけです。

一言で液体タイプと言ってもさまざまな種類があるので、お好みで使いやすいタイプの除草剤を選びましょう。

#### 顆粒タイプ

粒状タイプの除草剤は、地面に落ちた粒から成分が土壤に浸透して効果が発揮される仕組みなので、**土壤に浸透しやすいタイミングで撒くことがカギ**となります。

乾いた状態の地面よりも、やや湿った状態の地面のほうが粒から成分が浸透しやすいので、雨がやんだタイミングで撒くのが効果的です。

**夜から降った雨が翌朝には止んで、終日晴れという日の午前中がベスト！**

しかし、そのような都合の良いタイミングを待っている間にも雑草はどんどん成長してきます...

雨が降らないのであれば、多少地面が濡れる程度に散水してから撒けばOKです。

雨上がりや散水してから撒いた方が良いメリットとしては、成分が土壤に浸透しやすくなる以外にも、飛散(ドリフト)防止にもなります。

粒剤の粒の大きさにもよりますが、結構細かい粒の場合、風で飛んでしまうことがあるので、湿った状態で撒くことによって飛散(ドリフト)を抑えることができます。

粒剤タイプ(土壌処理)の場合、液剤タイプ(茎葉処理)のように撒いた後の降雨に関しては、少々の雨であればあまり気にしなくても大丈夫です。

ただし大雨やゲリラ豪雨は例外で、大量の雨水と一緒に除草剤の成分が植物の根域(根が張っている範囲)の外まで流されてしまうため、効果がだいぶ落ちてしまいます。

粒剤タイプ(土壌処理)のもう1つの効果的な散布のタイミングとして、**雑草が生える前、もしくは発生初期の段階で撒く**ことです。土壤に浸透した除草剤の成分が分解されるまでの期間(約3~6カ月間)除草効果が持続しているので、雑草の発生を抑えることができます。

### 風の強いときは避ける

液体・粒剤（顆粒）タイプ共に、風の強いタイミングで散布してしまうと、除草剤が飛ばされてしまい均一に散布できません。また近隣へ飛散してしまう恐れがあるので、近所トラブルに発展する可能性もあります。

そのため液体・粒剤タイプ共に除草剤を散布するときは、風がないときに散布するようにしましょう。

いつから出る？液体、顆粒タイプの効果が出る時期

| タイプ | 効果の発現 | 効果の持続 |
|-----|-------|-------|
|-----|-------|-------|

|    |        |         |
|----|--------|---------|
| 液体 | 約3～5日後 | 持続効果はない |
|----|--------|---------|

|    |        |         |
|----|--------|---------|
| 顆粒 | 約1～2週間 | 約4カ月～半年 |
|----|--------|---------|

除草剤は上記の表にあるように、液体タイプと粒剤タイプで効果が現れるタイミングが異なります。

まず液体タイプは葉や茎から直接吸収されるため効果の発現(枯れ始め)が速いです。除草剤散布後、数時間雨が降らなければ3～5日で葉が褐色し始め枯れてきます。

また、液体タイプは散布した雑草のみを枯らすので、土の中の種子には効果がありません。そのため1～2週間程度で土の中にあった種子や新たに飛来した種子が発芽しまた新しい雑草が生えてきます。

次に粒剤（顆粒）タイプの除草剤は、液体タイプと比べて即効性はないものの、効果の持続性が高いのが特徴です。

散布後、土壤に浸透するまで約10日程度かかりますが、除草効果(抑草効果)は長いものだと半年程度持続すると言われており、除草作業の頻度を大幅に軽減できます。

その反面、土壤内で成分が広がってしまうと周辺の植物にも影響を及ぼす恐れがあるため、近くに花や樹木、野菜などの植物を植えている場合は注意が必要です。

以上のことから、液体タイプはすぐ地下に流れるため人体やペットには無害と言われております。(一応半日は入らないようにすれば問題ないようです。)

ただし、顆粒タイプは持続して残る為使用には注意が必要です。それぞれの注意書きをよく読んで使いましょう。